

富士市富士山フロント工業団地第3期整備事業包括業務委託プロポーザル  
参加表明書提出に係る質問に対する回答書

令和8年5月20日現在

No	該当資料名	該当箇所	質問事項	回答内容	回答日
1	様式集	様式2,6	様式6「事業実施体制図」に記載する企業については、すべて参加表明時点において様式2に記載しておく必要があるのか、ご教示ください。あわせて、参加表明以降に構成企業又は協力企業を追加することが認められるか、ご教示ください。	原則、様式6において構成員となる事業者は、様式2に全て記載してください。また、企画提案書等の提出期限までは、構成員を追加・変更することができます。なお、構成員を追加・変更する場合は、参加表明時に求めた書類を提出してください。	5月11日
2	仕様書	5-2	包括業務委託仕様書5-2「参考資料の確認」において、「本業務の実施にあたっては、市がこれまでに実施した調査資料などを基に実施すること。」とありますが、プロポーザル公告時点では当該調査資料が確認できませんでした。つきましては、貴市が令和6・7年度に実施した調査資料を公表していただけますか。	プロポーザル参加表明書を提出し、参加資格要件の審査に通った者に対して、個人情報を含まない範囲で、調査資料を提供します。	5月11日
3	実施要領	8(4)提出書類	提出書類No.10直近の完納証明書の備考に、「所轄の税務署の発行するもの」との記載があるが、どこで、どの書類を取得すればよいか。	「直近の完納証明書」ではなく、「直近の納税証明関係」でした。訂正してお詫び申し上げます。実施要領も修正しましたので、合わせてご確認ください。 正) 直近の納税証明関係 〈国税〉法人税、消費税および地方消費税（その3の3）を所轄の税務署で取得してください。 ※共同事業者の場合は全構成法人分 誤) 直近の完納証明書	5月12日
4	様式集	様式2	プロポーザル参加表明書等提出後、参加表明書に記載の無い構成員を新たに追加することは可能でしょうか。	質問No.1と同様	5月14日
5	様式集	様式2	「複数事業者による共同提案の場合は、…」とありますが、参加表明時には単独表明でも後に共同提案への変更は可能ですか。ご教示願います。	質問No.1と同様	5月14日
6	実施要領	P11 14 契約	本契約締結後、事業収支計画に記載の金額の増額が生じた場合、市への追加負担等の相談は可能でしょうか。例えば、本契約が令和8年11月頃、造成工事時期が令和10年4月頃なので、契約から工事着工までおよそ1年以上の期間があり土木資材等の高騰が生じた場合です。(物価スライド・単品スライドへの対象となりますか。)	実施要領11頁17 その他(11)のとおりです。 ※実施要領11頁17 その他(11) 特別な要因により本業務期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、契約した委託費が不相当となった場合には、市と協議し、市が認めた場合には委託費の変更ができる。	5月14日

No	該当資料名	該当箇所	質問事項	回答内容	回答日
7	富士市公告	第103号1-(4)	富士市公告第103号1-(4)に「支払限度額 770,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）」と記載されておりますが、変更契約を締結する場合において、当該支払限度額を超える金額での変更契約は可能か、ご教示ください。	市と協議し、市が認めた場合には委託費の変更が可能となります。	5月20日
8	仕様書	5-1-(2)-①	包括業務委託仕様書5-1-(2)-①に「実施設計を作成するにあたり、必要箇所について追加調査を実施する。」とありますが、追加調査の結果、応札時点で想定していなかった事由が判明した場合、これに伴い生じる費用について、変更契約により契約金額を増額することが可能か、ご教示ください。	市と協議し、市が認めた場合には委託費の変更が可能となります。	5月20日
9	仕様書	6-2,3	包括業務委託仕様書6-2「調査・設計・許認可関係に関する業務」及び同6-3「造成工事に関する業務」に配置予定の技術者等について、本事業は長期にわたるため、同一の資格要件等を満たす者であれば、様式6「事業実施体制図」に複数名を記載し、その中から配置予定技術者を選任することは可能でしょうか、ご教示ください。	同一の資格要件等を満たす者であれば、様式6「事業実施体制図」に複数名を記載し、その中から配置予定技術者を選任することは可能です。	5月20日
10	仕様書	6-3	包括業務委託仕様書6-3の「造成工事に関する業務」における「専門技術者」及び「監理技術者補佐」について、特段配置を要しない場合には、実施体制計画書への記載を省略して差し支えないか、ご教示ください。	主任技術者又は監理技術者が、その専門工事又は附帯工事について、主任技術者の資格を有している場合は、その者が専門技術者を兼ねることができます。 また、監理技術者を「専任（常駐）」させる場合は、「監理技術者補佐」の配置は不要となります。 いずれにも該当する場合は、「専門技術者」及び「監理技術者補佐」の配置は不要になるため、記載を省略していただいて構いません。	5月20日
11	実施要領	P4	実施要領P4「8 参加表明書等の提出」において、JV協定書に関する記載がございませんでした。本事業につきましては、共同事業体での参加が認められているものと理解しているため、JV協定書の提出が必要になるかと存じます。つきましては、当該様式の追加予定の有無、提出時期、及び提出方法等について、ご教示ください。	共同事業体での参加は可能ですが、参加表明書等の提出に合わせ、JV協定書の提出は求めません。 優先交渉権者に特定された者が共同事業体を結成して事業に当たる場合は、JV協定書の写しを提出してください。	5月20日